

# カレラインフラ・ファンド

追加型投信／国内／資産複合

当ファンドは、  
特化型運用を行います。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

## カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2636 号

電話番号：03－6691－2017

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ：<https://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれてありますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	資産複合

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(インフラ投信・ 不動産投信・株式)))	年6回 (隔月)	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「カレラインフラ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月21日に関東財務局長に提出しており、2020年9月6日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2020年7月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	45,017百万円(2020年7月末日現在)



1

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うとともに、安定的な分配を目指すことを基本方針とします。

### ファンドの特色

**1** 主として、カレラインフラ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)しているインフラ投資信託証券および不動産投資信託証券等の投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)、企業の株式、価額または株価に連動する効果を有する有価証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

**2** マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

**3** 相対的に安定した配当等収益が期待できる上場投資信託証券を重視した銘柄選定を行います。また、上場投資信託証券および株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選し、配当等収益性、信用度、流動性などを考慮してポートフォリオを構築します。

**4** 上場投資信託証券および株式への実質投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な上場投資信託証券および株式への投資割合を引下げることがあります。

**5** 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは特化型運用を行います。

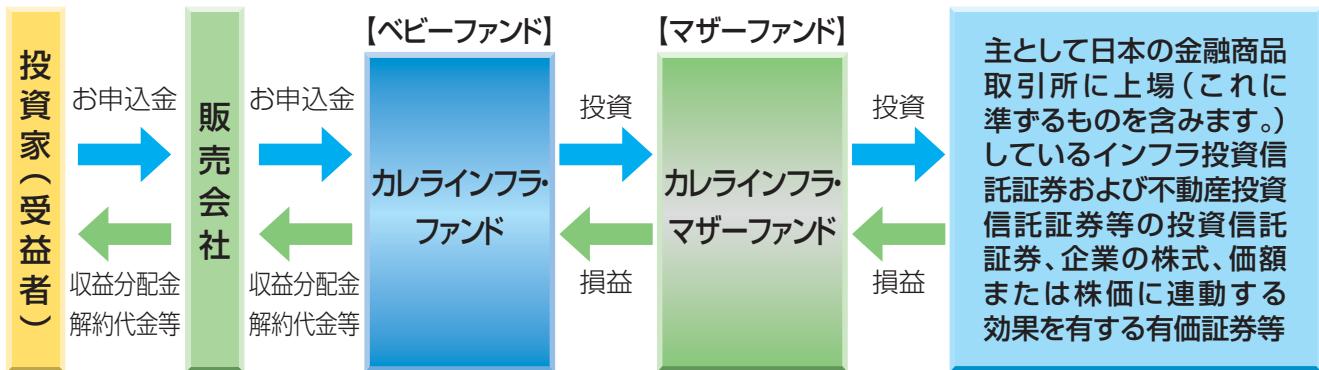
特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

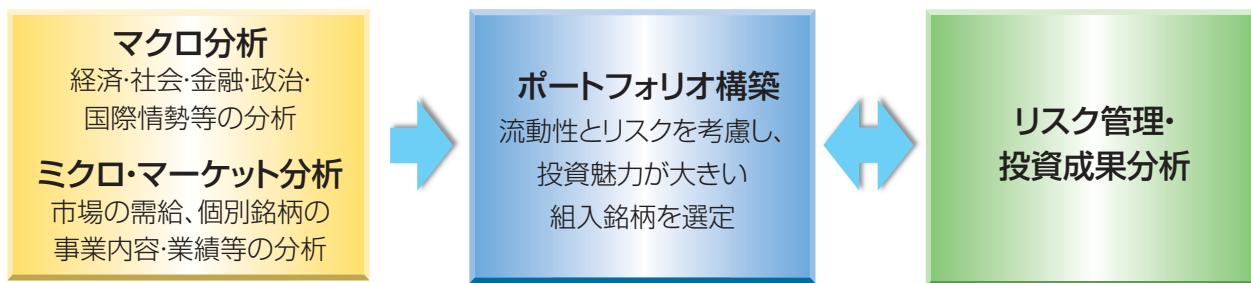
当ファンドが実質的に主要投資対象とする上場投資信託証券および株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



## 【ファンドの仕組み】



## 【運用プロセス】



### 主な投資制限

- 上場投資信託証券および株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 新投資口予約権証券、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の上場投資信託証券および同一銘柄の株式への実質投資割合は、それぞれ信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の新投資口予約権証券ならびに同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、それぞれ信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- 金利先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



## 分配方針

年6回(原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。初回決算日は2020年11月20日になります。また、収益の分配は、第3期決算日(2021年3月22日)から行う予定です。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



- ※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

## 分配の目標水準・特色

奇数月の決算時(各20日:休業日の場合は翌営業日)に、初回分配日(第3期決算日:2021年3月22日予定)から当面の間は、1万口当たり70円(課税前)を分配することを目指します。

- 奇数月の決算時において、計算期間中に発生した投資収益にかかわらず、分配の目標水準に応じて分配することを目指します。従って投資収益が分配の目標水準に満たなかったとき等には分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払戻しに相当する場合があります。そのため投資元本は分配毎に減少する可能性があります。
- 初回の決算日は2020年11月20日に行います。初回分配は第3期決算日(2021年3月22日)に行うことを目指します。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。
- 上記の分配の目標水準は、当面の間は維持するように努めますが、今後見直しする場合があります。分配の目標水準の見直しに際しては、当ファンドの基準価額のほか、市況動向や経済動向などを勘案し、新しい分配の目標水準を決定します。
- 奇数月の分配の目標水準は、当ファンドの収益率や利回りを保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。



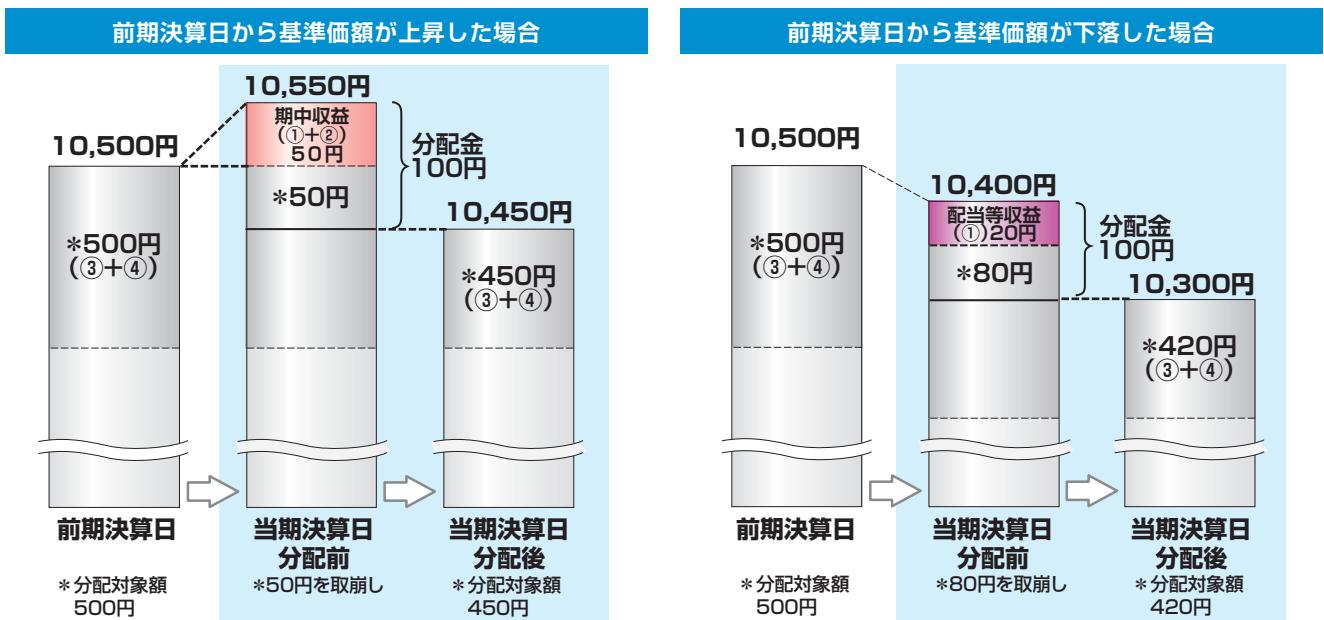
## 収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

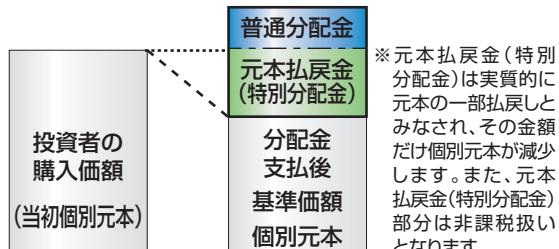


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

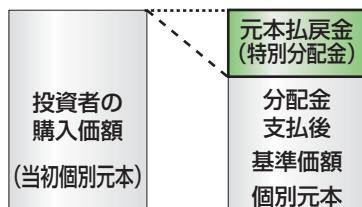
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



## インフラファンド\*の仕組み

\*インフラファンドとは、インフラ投資信託証券のことをいいます。以下同じです。

20年の導管性+利益超過分配

賃貸要件

固定価格買取制度



投資家



再生可能エネルギー発電施設



太陽光、風力、地熱  
バイオマス、中小水力等

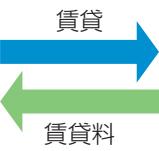


電力会社等

(ご参考)J-REITの基本的な仕組み



投資家



出所：東京証券取引所資料を基にカレラAM作成

導管性確保(法人税回避)のためオペレーターに賃貸し賃借料を収受する形態になっており、Jリートと異なります

## インフラファンドの対象

### 対象となるインフラ

(当該資産を対象とするコンセッションを含む)



エネルギー関連  
再エネ発電設備  
電気工作物(発電所)  
ガス工作物  
石油・ガスパイプライン



運輸関連  
空港  
道路  
鉄道  
港湾設備  
エネルギー船



その他  
上下水道  
電気通信設備  
無線設備

出所：東京証券取引所資料を基にカレラAM作成

- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備(再エネ発電設備)や空港、それに鉄道や道路といった幅広い資産をインフラ資産として定義付け(コンセッションを含む)られています。
- 新規に建設する資産ではなく、すでに完成・稼働し継続安定的な収益が見込めるもの(原則、稼働後1年以上が経過し、安定的な収益創出が行われているもの)が対象となります。
- 現状では、上場インフラファンドに組入れられるのは、投資家が2重課税を回避できる(導管性要件を満たす)再エネ発電設備に限定されています。

税務上の導管性要件(法人税回避=Jリートと同様の扱い)になるのは、現状では、再生可能エネルギー発電設備に限定され、期間は20年間となっています

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。



## なぜ上場インフラファンドか

### ①現状では、国内債券より高く、安定した分配金利回り

FIT制度<sup>\*</sup>に基づく長期的な固定価格による売電制度があります。

※FIT制度とは火力発電などよりも、価格競争力の低い再生可能エネルギーを導入拡大するため、政府は再生可能エネルギー発電事業の投資計画(採算が確保できる)を立てやすいFIT制度(20年間の固定価格買取制度)を2012年に設立しました。ただし、コストが消費者に転嫁されており、国民負担の削減のためにFIT価格の低減が進められています。

### ②環境に配慮した投資

CO<sub>2</sub>を排出しない太陽光発電所を中心の事業構成で、ESG<sup>\*</sup>投資の流れに沿った投資です。

※ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字を取ったものです。

### ③指標の算定(2020年4月27日開始)と新規上場促進(第2のJリートへの期待)

### ④現在の投資口価格は、FITが終了し売電価格が急低下するリスクを勘案した利回り水準となっていますが、FITが終了した後もRE100(後述)などの盛り上がりで、売電価格がそれほど急低下しないのではないかと予想されつつあり、評価が一変する可能性があります。

## インフラファンドの分配金利回りが魅力的な理由 (=リスクが高いとされている理由)

### ①FIT終了後(20年間のFIT期間終了後)による売電価格の大幅低下懸念

#### ・日本における再生可能エネルギー発電所立地の制約

原子力発電所廃炉分を埋め合わせる手段(火力発電所新設も問題視される)がなく、供給が逼迫する可能性があります。

#### ・RE100等による再生可能エネルギー需要の長期的拡大

既に、再生可能エネルギーによる特別な市場が形成されはじめています。

メガソーラーを買い集める企業・投資家が存在しています。

(保有するメガソーラーは外部に売却すれば利益を獲得できます。)

 FIT終了後も十分に利益が確保されると予想。  
分配金利回りが低下すると、価格が上昇する期待。

### ②自然災害への脆弱性懸念

メガソーラーの設備は簡単な造作で修理は容易です。

利益総合保険への加入しています。

スポンサー等によるP50(平均発電量)レベルでの収益安定化を施策しています。

2019年の台風災害(千葉)の損害は軽微(フェンスの修理程度)でした。

### ③金融情勢変化への懸念

スワップを用い、ローン(期間10年)金利の上昇に対してヘッジしています。

減価償却費からローン残高が漸減していく仕組みとなっています。

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。



## RE100とは

- RE100は「Renewable Energy 100%」の頭文字で、温室効果排出量削減・脱炭素化を目指す国際イニシアチブ。
- 加盟企業は使用電力を100%再生可能エネルギーにする事を目標として取り組む。
- 全世界で242社(うち日本35社: 青字企業は直近1年以内に加盟)の企業が参加(2020年7月8日現在)

### 日本の参加企業

業種	企業名
製造業	リコー、ソニー、富士通、コニカミノルタ、エンビプロホールディングス、富士フィルムホールディングス、パナソニック、フジクラ、LIXIL、小野薬品
小売	イオン、丸井グループ、生活協同組合コープさっぽろ、高島屋
金融	芙蓉総合リース、城南信用金庫、アセットマネジメントOne、第一生命保険
建設・不動産	積水ハウス、大和ハウス工業、大東建託、戸田建設、東急不動産、旭化成ホームズ、住友林業、三井不動産、三菱地所、安藤・間、ヒューリック
ロジスティクス	アスクル
その他	ワタミ、野村総合研究所、日本ユニシス、楽天、東急

出所: RE100ホームページからカレラAM作成

## インフラファンド上場銘柄一覧

	コード	資産運用会社	スポンサー (AM会社への 出資比率)	投資方針	現在の 資産規模 (取得価格 ベース、 全て太陽光)	現在の 時価総額 (投資口価格)	決算期	分配金予想 (利益超過 分配金込)	予想 分配金 利回り
タカラレーベン・ インフラ 投資法人	9281	タカラアセット マネジメント	タカラレーベン (100%)	太陽光: 90%以上 その他 再エネ: 10%以下	32物件、 425.7億円 (パネル出力: 106.7MW)	219.4億円 (112,900円)	5月/11月	2020年11月期 3,308円 2021年5月期 3,496円	6.03%
いちごグリーン インフラ 投資法人	9282	いちご投資顧問	いちご (100%)	再生可能 エネルギー 特化型 (当初は 太陽光中心)	15物件、 114.9億円 (パネル出力: 29.4MW)	58.1億円 (57,300円) ※2018年1月 1日付で投 資口の2分 割を実施	6月 (12カ月 決算)	2021年6月期 3,820円 2022年6月期 3,945円	6.67%
日本再生可能 エネルギー インフラ 投資法人	9283	アールジエイ・ インベストメント	リニューアブル・ ジャパン (66.7%) 東急不動産 (33.3%)	太陽光: 90%以上 その他再エネ: 10%以下	46物件、 348.0億円 (パネル出力: 88.6MW)	159.5億円 (102,300円)	1月/7月	2020年7月期 3,200円 2021年1月期 3,200円	6.26%
カナディアン・ ソーラー・ インフラ 投資法人	9284	カナディアン・ ソーラー・ アセット マネジメント	カナディアン・ ソーラー・ プロジェクト (100%)	太陽光: 90%以上 その他再エネ: 10%以下	21物件、 488.5億円 (パネル出力: 119.7MW)	264.0億円 (114,100円)	6月/12月	2020年12月期 3,700円 2021年6月期 3,700円	6.49%
東京インフラ・ エネルギー 投資法人	9285	東京インフラ アセット マネジメント	東京インフラHD (94.4%) あいおいニッセイ 同和損害保険 (4.3%) NECネットエスアイ (1.3%)	再エネ発電 設備関連資産 への重点投資	5物件、 85.2億円 (パネル出力: 20.1MW)	46.2億円 (100,800円)	6月/12月	2020年12月期 2,898円 2021年6月期 3,425円	6.27%
エネクス・ インフラ 投資法人	9286	エネクス・ アセット マネジメント	伊藤忠エネクス (50.1%) 三井住友信託銀行 (22.5%) マーキュリア インベストメント (22.5%) マイオーラー・ アセットマネジメント (4.9%)	太陽光: 50%以上 その他再エネ: 50%以下	6物件、 185.1億円 (パネル出力: 40.3MW)	86.8億円 (94,500円)	11月 (12カ月 決算)	2020年11月期 6,000円	6.35%
ジャパン・ インフラファンド 投資法人	9287	ジャパン・ インフラファンド・ アドバイザーズ	丸紅 (90%) みずほ銀行 (5%) みずほ信託銀行 (5%)	当面は太陽光 発電設備に 重点投資	—	69.4億円 (94,700円)	5月/11月	2020年11月期 2,927円 2021年5月期 2,895円 2021年11月期 2,912円	6.15%

注: 2020年6月末時点(コード順) 出所: FactSet、各社IR資料からカレラAM作成

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。



## 基準価額の変動要因

当ファンドは、カレラインフラ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)しているインフラ投資信託証券および不動産投資信託証券等の投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)、企業の株式、価額または株価に連動する効果を有する有価証券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

投 資 信 託 證 券 の 価 格 変 動 リ ス ク	当ファンドは、投資信託証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は、投資信託証券の価格変動の影響を受けます。投資信託証券の価格は、金利情勢、経済情勢、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の取引市況、固定価格買取制度等の再生可能エネルギー投資法人に係る諸法制度の変更その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。投資法人又は資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
株 式 の 価 格 変 動 リ ス ク	当ファンドは、日本の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信 用 リ ス ク	投資信託証券または株式等を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該投資信託証券または当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に投資信託証券または株式等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該投資信託証券等または当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの 資 金 流 出 に 伴 う 基 準 価 額 変 動 リ ス ク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
予 測 不 可 能 な 事 態 が 起 き た 場 合 等 に つ い て	その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。



## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 委託会社は、別に定める運用の基本方針等の観点から投資家にとって不利益になるおそれがあると委託会社が判断したとき、または、信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、別に定める運用の基本方針等に従った運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断したときは、受益権の取得申込みの受付けの全部または一部を停止することがあります。  
受益権の取得申込みの受付けの全部または一部を停止している間は、投資家の皆様は当ファンドを購入することができなくなります。なお、換金申込みの受付けについては従来通り継続されます。

## リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。



## (参考情報)

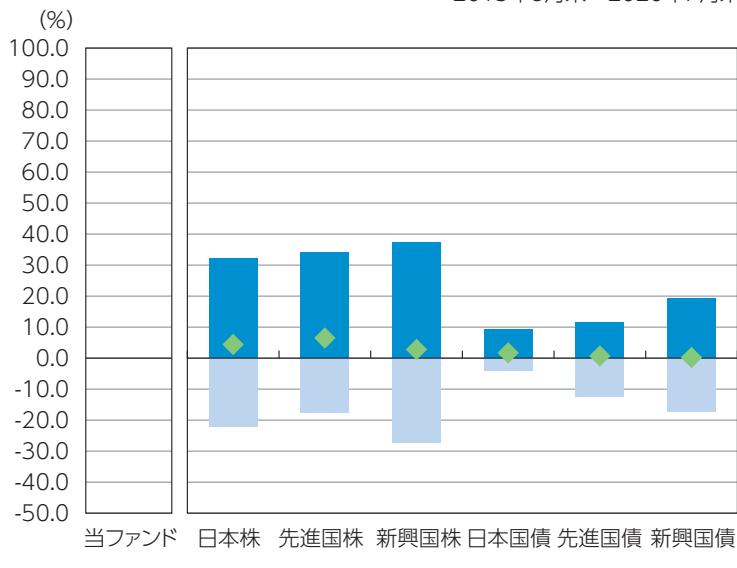
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年8月末～2020年7月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2015年8月から2020年7月の5年間における各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年末満であるため、掲載しておりません。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

#### 各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指標の算出、数値の公表、利用など株価指標に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他的一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指標に関する商標・著作権等の知的財産権、指標値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



3

## 運用実績

当ファンドは2020年9月29日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示する予定です。

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2020年9月7日から2020年9月28日まで 継続申込期間：2020年9月29日から2021年12月20日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1. 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受けた購入・換金を取消すことがあります。 2. 委託会社は、別に定める運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益になるおそれがあると委託会社が判断したとき、または、信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、別に定める運用の基本方針等に従った運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断したときは、受益権の取得申込みの受け付けの全部または一部を停止することがあります。
信託期間	2020年9月29日から2030年9月20日まで(信託設定日：2020年9月29日)
繰上償還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。 ※初回の決算日は2020年11月20日とします。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第3期決算日(2021年3月22日)から行う予定です。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	当初申込期間：45億円を上限とします。 継続申込期間：500億円を上限とします。
公告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.carrera-am.co.jp/">https://www.carrera-am.co.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に <b>3.30%(税抜3.00%)</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年0.990%(税抜0.90%)</b> の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率0.990% (税抜0.90%)	
	内訳	委託会社 年率0.242% (税抜0.22%) 資金の運用指図等の対価	
		販売会社 年率0.715% (税抜0.65%) 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理	
	受託会社 年率0.033% (税抜0.03%) 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価		
その他の費用・手数料	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができます。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用		

### 税金

- 税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- 下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
収益分配時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は2020年7月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合  
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。  
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。  
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**カレラアセットマネジメント株式会社**